

株式会社産業革新投資機構投資基準の改正（案）に対する意見公募手続の結果について

令和6年12月23日

経済産業省

経済産業政策局

産業資金課

「株式会社産業革新投資機構投資基準の改正（案）」について、令和6年7月12日（金）から同年8月16日（金）まで意見公募手続を実施した結果、3件の御意見が提出されました。

提出意見と当省の考え方については以下のとおりです。

（なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。）

	提出意見	当省の考え方
1	ENECHANGE 株式会社に対する投資について、JIC の投資直後に粉飾決算が認められた。しっかりとデューデリジェンスをしたり、粉飾決算などが認められた場合の投資の引上げの取り決めをしたりしてほしい。	産業革新投資機構（JIC）とも連携しつつ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
2	日本企業、日本国内の事業に積極的に投資を行ってください。片仮名語が多いのが気になるのでなるべく漢字で表記してください。	産業革新投資機構（JIC）とも連携しつつ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。 本基準では、政府文書で使用されている用語を活用し、正確な記載を行うなど、できる限り分かりやすい記載にしております。
3	スタートアップ企業への投資、支援は良いのですが、税金を使っている部分がある以上、投資先に対して日本の為に企業価値向上や社会貢献を行うようしっかり物言うべきです。投資先の非上場企業の株式上場後も助言、監督を行うようにしてください。	産業革新投資機構（JIC）とも連携しつつ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。